

問い合わせ先 環境衛生課(合志庁舎) ☎248-1202

「どうする財政?」シリーズ③ 国の財政状況が悪化した背景

▼問い合わせ先 財政課 財政班(合志庁舎)
☎(248)1667

今回で3回目となる本シリーズ。2回目は市町村の財政について紹介し、国は多額の借金を抱えていること、それは今もなお増え続けていることが分かりました。国はなぜこのように債務(借金)を増やしていったのか、今回は、その背景と国が目指す財政健全化の目標について考えます。

予算と主要経費の推移

図1は、国の一般会計予算額と社会保障費、高齢化率の推移です。1980年と2017年を比べると、一般会計予算は43・4兆円から96・7兆円で2.2倍に増加、高齢化率は9.1%から27%(見込み)で3倍に増加し、社会保障費は8.2兆円から32兆円で3.9倍に増加しています。

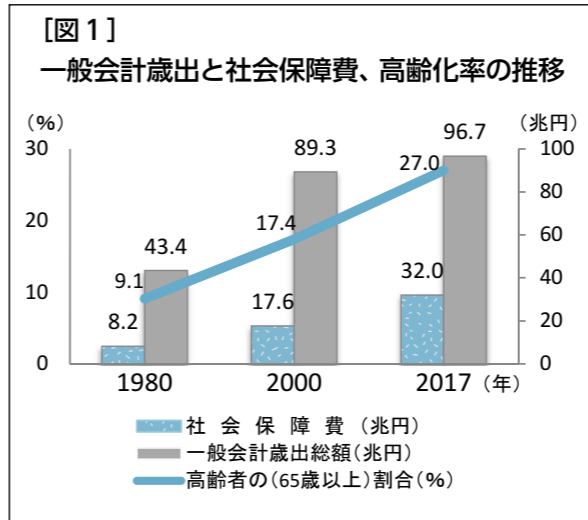
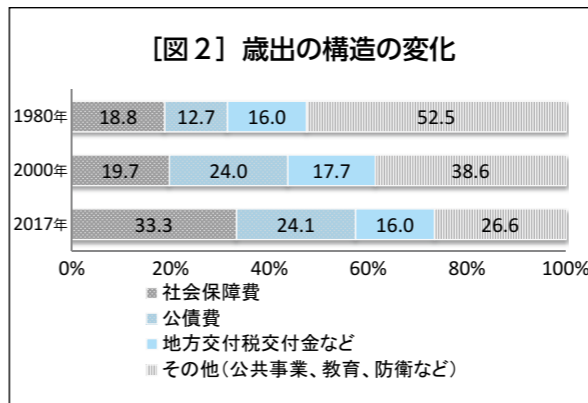


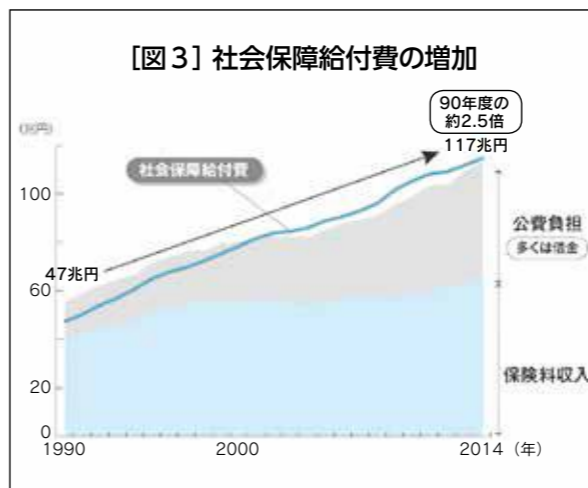
図2は、年間歳出を100%とした場合の構造の変化を表しています。1980年と2017年を比べると、社会保障費の割合が18・8%から33・3%で1.8



倍増え、公債費(借金返済)の割合が12・7%から24・1%で1.9倍、自治体へ配る地方交付税の割合は16%で同率ですが、その他(公共事業や教育費など)の割合が52・5%から26・6%と約半減しています。

なぜ借金が増え続けるのか

図3は、社会保障給付費の内訳とその財源です。日本の社会保障給付制度は保険料方式が基本ですが、増え続ける給付費に対し、保険料の値上げを抑えつつ、公費



が投じられてきました。その多くは借金です。グラフの1990年と2014年を比べると、給付費は47兆円から117兆円で2.5倍に増えたのに対し、保険料は39・5兆円から64・8兆円で1.6倍の伸びに抑えられています。

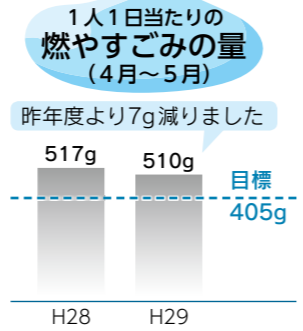
国の財政健全化目標

高齢化の進行と福祉の充実、社会保障費を増加させ、歳出全体に占める割合を大きくしてきました。また、国民

負担を抑えるため公費を投じ、その財源の多くは借金であったことから、公債残高は増え歳出に占める返済(公債費)の割合が増え続けています。そこで、安倍内閣は、平成27年の閣議決定で5年後の平成32年度までに公債費を除く歳出を、税収以下に抑える黒字化目標を掲げました。しかし、最近の報道では、目標達成は困難だと指摘する記事が目立っています。

※出典：財務省ホームページ

燃やすごみの量を減らしましょう



本年度、4月~5月までの1人1日当たりの燃やすごみの量は、昨年と比べて7g減りました。引き続きごみの減量にご協力をお願いします。燃やすごみの中には、まだまだ多くの紙類やプラスチック類などの資源物が混ざっています。ごみを出す前に、もう一度確認しましょう。

燃やすごみ減量のポイント

ごみを減らすためには、冷蔵庫の中身をしっかりと確認しておくことも大切です。在庫を把握することで無駄な買い物を防止し、不要な生ごみの発生を防ぐことができます。また、お財布にも優しいので一石二鳥です。もちろん買い物をするときはマイバッグを持参しましょう。

地下水を採取するには届け出・許可申請が必要です

井戸を掘り地下水を採取する場合は、地下水保全条例に基づき届け出・許可申請が必要です。

届け出をせずに家庭や職場で井戸を使っている人は、速やかに手続きをしてください。なお、届け出・許可なく地下水を採取した場合、罰則が適用されることがあります。

地下水採取に関する規制要件

規制の対象要件(吐出口の断面積)	規制の種類	
揚水機	6cm ² (直径約2.8cm)超~19cm ² (直径約5cm)以下	届け出
	19cm ² 超	許可
自噴井戸	19cm ² 超	届け出

※地下水を田畑などのかんがいを使用する場合は、許可ではなく届け出が必要となります。



※本市では、吐出口の断面積が19cm²(直径約5cm)を超える自噴井戸(揚水機など、動力を用いずに地下水を採取する井戸)についても、届け出が必要となります。

不法投棄はやめましょう

不法投棄は法律で禁止されている重大な犯罪行為です。違反者は5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金に処されることがあります。市では、不法投棄防止のため監視パトロールや啓発活動に取り組みしており、場合によっては警察に通報もしています。住環境をより良いものにしていくためにも、廃棄物の適正処理やマナー向上にご協力をお願いします。

家電4品目の正しい処分に協力をお願いします

エアコン、テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、冷蔵庫(冷凍庫含む)、洗濯機(衣類乾燥機含む)の家電4品目を廃棄する場合、ごみステーションに出したり、そのまま粗大ごみとして市の委託収集業者へ回収をお願いすることはできません。次のいずれかの方法で出してください。

- ① 廃棄する家電を購入した店、買い替える店に処分を依頼する。
- ② 郵便局で家電リサイクル券を購入し、粗大ごみとして市の委託収集業者に依頼する。(収集運搬費用が別途必要)
- ③ 委託収集業者は環境衛生課までお尋ねください。

指定取引所

- 九州産交運輸(株) 環境区域センター (益城町平田字深迫2600)
- 熊本新明産業(株) (熊本市南区高江3-3-53)